



人権が大切にされる 西条市のために

社会環境の急速な変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化するだけでなく、情報社会の進展で新たな人権課題が生じています。当市では、令和3年3月、「西条市人権文化のまちづくり基本計画」を改定しました。人権に関する施策の総合的かつ効果的な取り組みを推進し、人権意識の高揚を図るため、今回は基本計画の概要を紹介します。

こんな西条市を目指します

- 自己実現の尊重
一人一人のさまざまな生き方が否定されることなく、その個性や能力を十分に発揮される機会の保障が重要。自己実現を尊重していくために、相手の立場に立って考え、行動することが求められます。全ての人々が自分らしい生き方のできる地域社会の実現を目指します。
- 共生社会の実現
全ての人々がそれぞれの多様な文化や価値観を尊重し、それぞれの個性や生き方を認め、ともに生きているという認識を持ち、他人を思いやる心が大切。SDGsの取り組みに対応し、全ての人々が障がいの有無、性別や国籍の違い、年齢、出身などに関係なく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。
- 共同参画の保障
性別や年齢、出身などによって生きるための可能性を否定されことなく、誰もが地域社会の一員として、あらゆる分野への参画が保障されることが重要。特に政策決定の場に当事者が参加し、意見表明できる機会が保障されることが求められています。全ての人々が平等に参加できる地域社会の実現を目指します。

こんな取り組みを推進します

- あらゆる場を通じた人権教育および啓発
(学校、地域・家庭、職場・企業など)
- 特定の職業に従事する者に対する人権教育
(公務員、教職員、保健・医療福祉関係者)
- 全庁的な取組と関係機関との連携
- 重要課題への対応
(部落問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的指向・性自認など)

市民や事業者の皆さんが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。

西条市人権文化のまちづくり基本計画

市ホームページでは基本計画のダイジェスト版などを掲載しています。ぜひ一読いただき、人権について考えてみませんか。



毎日開催 西条無料相談会

会場：渡邊社会保険労務士事務所 (西条市小松町大頭甲37-2)
 電話：0898-72-3502 携帯：090-4502-7161
 相談員：渡邊省三

社会保険労務士、行政書士、宅建物取引士、AFP2級技能士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー
 松山大学大学院法学研究科修士課程在籍

相談時間の制限はありませんので、お気軽にご相談ください。
 ※予約のご連絡をお願いいたします。

でめ金の無料出張買い取りは楽です!

詳しくはHPをご覧ください!
 西条 でめ金 検索

西条市新田197-2
 【営業時間】AM10:00~PM7:00
 無料出張査定 0120-478-477

有料広告